

確認申請手数料及び完了検査申請手数料の減免

昭和46年4月1日
監第1017号
新潟県土木部長

土木部出先機関委任事務（行政事務）処理要領（抄）

4 建築基準法施行細則第8条の規定による確認申請手数料及び完了検査申請手数料の減免基準

- (1) 災害救助法第2条に規定する被救助者の場合 全額免除
- (2) 法令に基づく行政庁の処分により、新築、改築又は移転する場合
規定額の1/2の額を免除
- (3) 災害により、建築物を滅失し、又は破損した者がその災害の発生後1年以内に
新築又は大きな修繕をする場合 規定額の1/2の額を免除
- (4) 公共団体が総合的設計に基づく一団地の住宅経営のため建築する場合
規定額の1/2の額を免除
- (5) 建築基準法第85条（仮設建築物に対する制限の緩和）第4項に規定する建築物等を建築する場合
規定額の1/2の額を免除
- (6) 夏期における浜茶屋等の臨時の建築物を建築する場合
規定額の1/2の額を免除

※ (4)の適用については次のとおり取り扱われたい。「公共団体が総合的設計に基づく一団地の住宅経営のため建築する場合」とは公共団体が国又は住宅金融公庫等から補助又は融資を受け団地住宅を建築する場合であること。その場合木造住宅については確認申請及び完了検査申請は団地一括申請とし減額措置は戸単位に行うこと。共同住宅についての確認申請、完了検査申請及び減額措置は各棟単位に行うこと。但し1棟2戸建の場合はこれを1戸とみなす。

建 第 140 号
平成 17 年 5 月 23 日

土木事務所長 様
地域振興局地域整備部長 様
地区振興事務所長 様

土木部都市局建築住宅課長

確認申請手数料等の減免について（通知）

確認申請手数料及び完了検査申請手数料の減免については昭和 46 年 4 月 1 日付け監第 1017 号「土木部出先機関委任事務（行政事務）処理要領」にて通達済ですが、昨年の新潟県中越大震災後の震災において減免の適用の判断に苦慮する事例も出てきていることから、原則を下記のとおりとしますので適切な運用に留意願います。

記

減免の対象となる被救助者の申請は災害にかかった建築物のための建築基準法第 6 条 1 項及び第 7 条 1 項の申請手数料とする。

「土木部出先機関委任事務（行政事務）処理要領」の 4(1)の減免の対象となる被救助者とは、災害救助法から都道府県知事が行う災害救助法 23 条に規定する救助を受けた者と解されます。

しかし、確認申請及び完了検査申請においてそれらの証明を求めることは申請者である被災者に負担をかけることになると考えられます。

そのため、建築基準法上の確認申請等の減免の取扱いの事務手続き上は災害救助法第 23 条 1 項 6 号「災害にかかった住宅の応急修理」に係る申請手数料の減免ととらえることが妥当性があると思われます。

しかしながら、各種の建築物の被害状況や応急修理を基準法上の規定に置き換える事を考えた場合には被害の実状から「災害にかかった建築物の建築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替え」に係る申請手数料の減免と取り扱うこととします。

例えば、被災した建築物の代わりに別敷地で新築する場合は減免の対象となりますが、被災建築物の代替性のない新築、増築等は対象とはなりません。

以上を取扱いの原則としますが、実際の申請の様々な実状に合わせ、適宜取扱いいただきますようお願いいたします。